

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都世田谷区千歳台三丁目16番15号

氏名 株式会社エコ・エイト
代表取締役 須永 八十八



産業物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 5月13日

許可の有効年月日 平成34年 5月13日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石棉含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) (水銀含有ばいじん等
を含む)

(以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(以上9種類)

2 積替え保管施設(施設詳細は裏面のとおり)

(1) 東京都世田谷区千歳台三丁目16番15号

(2) 東京都大田区京浜島二丁目18番10号

3 許可の条件

(1) 2(1)の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 2(1)で積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(2)で積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」

及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本部の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成14年 5月13日 新規許可

平成29年 5月13日 更新許可 第3回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第Y3-10-084423号

2 積替え保管施設

(1) 東京都世田谷区千歳台三丁目16番15号

積替え保管面積: 687㎡

最大保管高さ: 2.1m

産業廃棄物の種類	保管容量	産業廃棄物の種類	保管容量
廃プラスチック類	コンテナ1個 : 8.2m ³	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ1個 : 0.63m ³
木くず	コンテナ1個 : 0.63m ³		
金属くず	コンテナ1個 : 12.3m ³		
		保管量合計	21.8m ³

(2) 東京都大田区京浜高志三丁目18番10号

積替え保管面積: 693.93㎡

最大保管高さ: 1.8m

産業廃棄物の種類	保管容量	産業廃棄物の種類	保管容量
汚泥	30Lプラドラム15本: 0.45m ³	繊維くず	コンテナ1個 : 8.20m ³
廃油	30Lプラドラム15本: 0.45m ³	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	200Lドラム缶8本 : 1.60m ³
廃酸	9Lポリタンク9個 : 0.081m ³	がれき類	コンテナ1個 : 8.20m ³
廃アルカリ	9Lポリタンク9個 : 0.081m ³	動植物性残さ	冷蔵庫 : 0.04m ³
廃プラスチック類(廃発泡スチロール、輸液パック、磁気テープ及び機密メディアを除く)	コンテナ2個 : 16.4m ³	廃プラスチック類 金属くず (廃バッテリーに限る)	直置き : 0.252m ³
木くず	コンテナ1個 : 8.20m ³	汚泥、金属くず (廃乾電池に限る)	9Lポリタンク64個 : 0.576m ³
金属くず	200Lドラム缶4本 : 0.80m ³		
		保管量合計	50.33m ³

(以下余白)